

## 信州大学農学部と八ヶ岳中央農業実践大学校との連携・協力に関する協定書

信州大学農学部（以下「甲」という。）と八ヶ岳中央農業実践大学校（以下「乙」という。）とは、両者の持つ優れた教育、研究、地域社会との連携等の実績とポテンシャルを相互に連携・協力して活用することにより、両機関の一層の発展に資するため、次のとおり、連携・協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙とが包括的な連携のもと、相互の機関の更なる発展を目指し、教育、研究、地域貢献、産学連携及び国際交流等の各方面にわたって広く協力し、社会にその成果を還元し、我が国の学術及び産業の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

### （連携・協力事項）

第2条 甲と乙とは、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 学術研究に関する事項
- (2) 学部学生・研究科生及び大学院学生・専修科生の教育、研究に関する事項
- (3) 教職員の相互交流に関する事項
- (4) 地域貢献及び産学連携に関する事項
- (5) 国内外の機関等との連携に関する事項
- (6) その他甲及び乙が必要と認め連携し、協力することが適切と判断される事項

### （知的財産権の取扱い）

第3条 甲と乙とは、連携・協力によって知的財産権を得た場合の取扱いについては、その都度協議してこれを決定する。

### （守秘義務等）

第4条 甲と乙とは、本協定に基づく連携・協力により知り得た情報を、連携・協力上必要な範囲を越えて使用してはならず、相手方の事前の承諾なく第三者に開示し、または漏洩してはならない。

- 2 本協定書の有効期間満了後も前項は効力を有するものとする。

### （有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間終了前に、甲と乙とが合意したときは、有効期間を延長することができるものとする。

- 2 この協定は、前項の期間が終了したとき又は甲乙双方若しくは一方が解約を申し出て、協議の上、合意が得られたときのいずれかにより終了するものとする。

### （協定書の改定等）

第6条 この協定書に定める事項に疑義が生じた場合又は改定の必要がある場合は、甲と乙とが協議して処理するものとする。

### （その他）

第7条 この協定の実施に関する細目、その他必要な事項は、甲と乙とが協議してその都度定めるものとする。

- 2 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、甲と乙とが協議してその解決を図るものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、甲乙各自1通を保有する。

令和5年5月18日

(甲) 信州大学農学部  
学部長

米倉 真



(乙) 八ヶ岳中央農業実践大学校  
校長

大杉 立

